

講習機関一覧表

講習名 < 建築物石綿含有建材調査者講習 >

講習内容

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第4項に規定する事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者の要件である「建築物石綿含有建材調査者」の資格を得るための講習

(2021年2月2日現在)

講習の日程、受講の申込については、各登録教習機関へ直接お問い合わせください。

機関名	問合せ先	郵便番号	所在地	電話番号
一般社団法人 日本石綿講習センター	同 左	062-0932	札幌市豊平区平岸2条13丁目3-14-511号	011-876-9429